

滋賀県専門研修指導医派遣等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、病院または診療所の開設者を対象として、平成30年度から開始された専門医制度における地域医療への配慮や研修機会の確保に資する研修プログラムの作成や指導医派遣等、総合診療研修の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院もしくは診療所の開設者または同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、専門医認定支援事業実施要領（平成26年6月20日医政発0620第6号厚生労働省医政局長通知別添）および医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業補助金交付要綱（平成23年3月31日厚生労働省発医政0331第31号厚生労働省医政局長通知別添）に基づき実施する、平成30年度から開始された専門医制度における地域医療への配慮や研修機会の確保に資する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 医師不足地域の研修医療機関において専門研修を促進するため、地域医療に配慮した専門研修プログラムの策定
- (2) 医師不足地域の研修医療機関において地域医療に配慮した専門医研修を促進するため、以下のいずれかの手法で行う指導医の派遣等（滋賀県医師キャリア形成プログラムに基づく指導医の派遣等を含む）
 - ア 指導医の派遣
 - イ 指導医による出張指導
- (3) 地域医療に従事する総合診療専門医の育成を促進するため、へき地・離島等の医療機関において行う総合診療研修

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げるところにより算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ないほうの額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額を選定する。
- (3) (2)により選定された額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
第3条第1号に定める事業 1プログラムあたり 1,814千円	専門研修プログラムの策定に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、 諸謝金、旅費、社会保険料、委託料（前述の経費に該当するもの。）
第3条第2号に定める事業 1か所あたり 3,200千円 （産科・小児科の場合） 1か所あたり 4,600千円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。	指導医の派遣等（代替医師雇上および出張指導）に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、 諸謝金、旅費、社会保険料
第3条第3号に定める事業 1か所あたり（往復分） 322千円	へき地・離島等における総合診療研修に必要な次に掲げる経費 旅費

（交付申請）

第5条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、別記様式第1号の申請書に次に掲げる関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助金所要額調
- (3) 対象経費支出予定額明細書
- (4) 歳入歳出予算（見込）書の抄本
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要として認めて指示した書類

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、

消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（交付決定）

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、別記様式第2号によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）する場合
 - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合
 - ウ 補助事業を中止し、または廃止する場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等および証拠書類を事業の完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条に規定する補助事業実績報告は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日または翌年度4月10日のいずれか早い日までに別記様式第3号による報告書を知事に提出するものとする。

- 2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の交付方法）

第9条 補助金は補助事業の完了後、精算払とする。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、第8条の規定による報告を受けたときは、当該報告書の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合も含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助事業実施者が全国的に事業を展開する組織の支部（または支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(検査)

第12条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施に係る資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(標準処理期間)

第13条 この補助金に係る標準的な事務処理の期間は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定 規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内
- (2) 第7条第1号の規定による変更または中止もしくは廃止の承認 承認の申請があった日から起算して14日以内
- (3) 規則第13条の規定による額の確定 第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内

(電子情報処理組織による申請等)

第14条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく計画変更承認申請および第8条の規定に基づく実績報告ならびに第11条の規定に基づく消費

税等仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 1 7 日から施行し、令和 6 年度の補助金に適用する。
- 2 令和 6 年度の補助金における第 3 条の規定については、令和 6 年 4 月 1 日以降の経費について適用する。

別記様式第1号

文 書 番 号
年 月 日

(宛先)

滋 賀 県 知 事

申請者名
住所
発行責任者名
担当者名
連絡先電話番号

令和 年度滋賀県専門研修指導医派遣等支援事業補助金の
交付申請について

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

1. 申請額 金 円

2. 添付書類

- ・事業計画書（別紙1）
- ・補助金所要額調（別紙2）
- ・対象経費支出予定額明細書（別紙3）
- ・歳入歳出予算（見込）書の抄本
- ・その他参考となる資料

別記様式第2号

文 書 番 号
年 月 日

(宛先)

滋 賀 県 知 事

補助事業者名
住所
発行責任者名
担当者名
連絡先電話番号

令和 年度滋賀県専門研修指導医派遣等支援事業補助金の
変更（中止・廃止）に係る承認申請について

令和 年 月 日付け滋 第 号をもって交付決定を受けた令和 年度滋賀県
専門研修指導医派遣等支援事業補助金について、次のとおり事業内容を変更したいので関係
書類を添えて申請します。

1. 変更の概要および理由

2. 変更申請額

変更後の補助金所要額	金	円
既交付決定額	金	円
今回所要額	金	円

3. 添付書類

- ・ 変更に係る事業計画書（別紙1）
- ・ 変更に係る補助金所要額調（別紙2）
- ・ 変更に係る対象経費支出予定額明細書（別紙3）
- ・ 変更に係る歳入歳出予算（見込）書の抄本
- ・ その他参考となる資料

別記様式第3号

文 書 番 号
年 月 日

(宛先)

滋 賀 県 知 事

補助事業者名
住所
発行責任者名
担当者名
連絡先電話番号

令和 年度滋賀県専門研修指導医派遣等支援事業補助金の
事業実績報告について

令和 年 月 日付け滋 第 号をもって交付決定を受けた令和 年度
滋賀県専門研修指導医派遣等支援事業補助金に係る事業実績について、次の関係書類を添え
て報告します。

1. 精 算 額 金 円

2. 添付書類

- ・事業実績報告書（別紙4）
- ・補助金精算書（別紙5）
- ・支出額内訳書（別紙6）
- ・歳入歳出決算（見込）書の抄本
- ・その他参考となるべき資料

別記様式第4号

文 書 番 号
年 月 日

(宛先)

滋 賀 県 知 事

補助事業者名

住所

発行責任者名

担当者名

連絡先電話番号

令和 年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け滋 第 号で交付決定を受けた令和 年度滋賀県
専門研修指導医派遣等支援事業補助金について、滋賀県専門研修指導医派遣等支援事業補助
金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|-------------------------------|-----------|
| 1 | 令和 年 月 日付け滋 第 号による補助金の額の確定通知額 | 金 _____ 円 |
| 2 | 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額 | 金 _____ 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 _____ 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 _____ 円 |
| 5 | 添付書類 | |
| | 4の消費税等仕入控除税額の積算内訳等 | |

別紙1 (1)

専門研修プログラム作成 事業計画書

(1) 専門研修施設群の概況

① 基幹施設 (※1)

施設名	病床数 (※2)	二次医療圏名	所在地

※1 基幹施設を申請施設としてください。 ※2 病院の場合

② 対象領域及び研修施設群 (※3)

対象領域名1

初期診療が地域で幅広く求められる領域であることの説明

対象領域名1	初期診療が地域で幅広く求められる領域であることの説明		
連携予定施設名 (※4)	病床数 (※2)	二次医療圏名	所在地
1			
(施設1の概要)			
2			
(施設2の概要)			
3			
(施設3の概要)			

※4 施設数が足りない場合は、追加してください。 ※2 病院の場合

研修施設群の構成における地域医療への配慮点

--

対象領域名2

初期診療が地域で幅広く求められる領域であることの説明

対象領域名2	初期診療が地域で幅広く求められる領域であることの説明		
連携予定施設名 (※4)	病床数 (※2)	二次医療圏名	所在地
1			
(施設1の概要)			
2			
(施設2の概要)			
3			
(施設3の概要)			

※4 施設数が足りない場合は、追加してください。 ※2 病院の場合

研修施設群の構成における地域医療への配慮点

--

※3 必要に応じ、「対象領域3」、「対象領域4」・・・を追加してください。

(3) 作成しようとしている専門研修プログラムの概要（※3）

対象とする領域ごとに、可能な範囲で次の概要を簡潔に記載してください。プログラム認定ではないので、詳細な記載は不要

- ① 専門研修の目標
- ② 専門研修の期間とローテーション内容
- ③ 育成しようとしている専攻医の数（1年次当たり）
- ④ 想定している指導医の数（研修施設群全体で）

対象領域名1

- ① 専門研修の目標

--

- ② 専門研修の期間とローテーション内容

--

- ③ 育成しようとしている専攻医の数（1年次当たり）

--

- ④ 想定している指導医の数（研修施設群全体で）

--

対象領域名2

- ① 専門研修の目標

--

- ② 専門研修の期間とローテーション内容

--

- ③ 育成しようとしている専攻医の数（1年次当たり）

--

- ④ 想定している指導医の数（研修施設群全体で）

--

※3 必要に応じ、「対象領域3」、「対象領域4」・・・を追加してください。

1. 事業計画

(1) 指導医の派遣・出張指導の調整(要請)を行った担当部署

(2) 指導医の派遣・出張指導の調整(要請)状況

①派遣先医療機関	②住所	③要請期間	④二次医療圏 ※医師不足地域に限る
⑤当該派遣等が地域医療に与える改善点		⑥要請先医療機関	⑦要請(依頼)時期

(3) 指導医等派遣計画(キャリア形成プログラムに基づく場合も含む。)

①派遣先医療機関 (診療科)	②派遣元医療機関	③派遣(予定)対象者 (出張指導者)	④期間	⑤区分 (派遣/出張指導)

※派遣元医療機関を申請施設としてください。

※一つの施設が複数計画の派遣等を実施する場合は、計画ごとに本計画書を作成してください。

※(2)④の「二次医療圏」欄については、「二次医療圏別人口10万人当たり医師数一覧表」のうち、医師不足とされる医療圏、
離島その他のへき地地域に限るものとする。

※(3)「指導医等派遣計画」については、(2)⑥⑦の要請に対し、(3)②の派遣元病院が内諾した内容を記入すること。

別紙1 (3)

へき地・離島等における総合診療研修 事業計画書

1. 事業計画

診療所等名称	研修医氏名	期間	研修実日数	備考
合計				

(注) 一つの基幹施設が複数の総合診療プログラムの研修等を実施する場合は、プログラムごとに本計画書を作成してください。

(注) 実日数の内訳を備考欄に記入すること。(例：平日△日、土日×日)

(別紙2)

補助金所要額調

(補助事業者名)

事業区分	総事業費 (A) 円	寄附金その他の収入 額 (B) 円	差引 (C) 円	対象経費の 支出予定額 (D) 円	基準額 (E) 円	選定額 (F) 円	県補助額 (G) 円
専門研修プログラム策定			0			0	0
医師不足地域の研修医療 機関に対する指導医の派 遣等			0			0	0
へき地・離島等における 総合診療研修			0			0	0
合計							0

(作成要領)

(A) 欄には総事業費を記入すること。

(B) 欄には該当の事業に関し、当該補助金以外に収入がある場合（寄附金等）は、その金額を記入すること。

(C) 欄には（A）欄の額から（B）欄の金額を差し引きした金額を記入すること。

(D) 欄には別紙3「対象経費支出予定額明細書」の対象経費の合計額を記入すること。

(E) 欄には令和5年度滋賀県専門研修指導医派遣等支援事業補助金貸与要綱第4条の表の第1欄をもとに記入すること。

(F) 欄には（C）欄、（D）欄または（E）欄のうち少ない額を記入すること。

(G) 欄には（F）欄の額に補助率1/2を乗じた額を記入すること。ただし、千円未満の額は切り捨てること。

対象経費支出予定額明細書

補助事業者名：
診療科名：

一プログラム策定ごと、派遣等計画ごと、総合診療研修ごとに作成すること。

(1) 支出

区分	支出予定額	基準額	選定額	算出内訳
(専門研修プログラム策定等経費) 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 社会保険料 委託費(上記に掲げる経費に該当するもの。)	円	円	円	
小計	0	1,814,000	0	
(指導医派遣・出張指導等経費) 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 社会保険料				
小計	0	3,200,000	0	
(八き地・離島等における総合診療研修) 旅費				
小計	0		0	
合計	0		0	

(2) 収入

区分	収入見込額	算出内訳
寄付金その他の収入	円	
合計	0	

※一つの施設が複数の研修プログラムを対象とする場合は、研修プログラムごとに本明細書を作成してください。

(参考様式)

年度 歳入歳出予算（見込）抄本

(単位：円)

歳入		歳出	
補助金		〇〇事業費	
診療収入			
歳入計	0	歳出計	0

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

補助事業者名

代表者職名・氏名

発行責任者職名・氏名

担当者職名・氏名

連絡先 ()

注) 「補助金所要額調の総事業費」、「歳入計」、「歳出計」の3つは同額となる。

別紙4 (1)

専門研修プログラム作成 事業実績報告書

(1) 専門研修施設群の概況

① 基幹施設

施設名	病床数	二次医療圏名	所在地

② 対象領域及び研修施設群

対象領域名1

初期診療が地域で幅広く求められる領域であることの説明

対象領域名1	初期診療が地域で幅広く求められる領域であることの説明		
連携施設名	病床数	二次医療圏名	所在地
1			
(施設1の概要)			
2			
(施設2の概要)			
3			
(施設3の概要)			

研修施設群の構成における地域医療への配慮点

--

対象領域名2

初期診療が地域で幅広く求められる領域であることの説明

対象領域名2	初期診療が地域で幅広く求められる領域であることの説明		
連携施設名	病床数	二次医療圏名	所在地
1			
(施設1の概要)			
2			
(施設2の概要)			
3			
(施設3の概要)			

研修施設群の構成における地域医療への配慮点

--

(3) 専門研修プログラムの概要

対象とする領域ごとに、可能な範囲で次の概要を簡潔に記載してください。プログラム認定ではないので、詳細な記載は不要

- ① 専門研修の目標
- ② 専門研修の期間とローテーション内容
- ③ 専攻医の数（1年次当たり）
- ④ 指導医の数（研修施設群全体で）

対象領域名1

- ① 専門研修の目標

--

- ② 専門研修の期間とローテーション内容

--

- ③ 専攻医の数（1年次当たり）

--

- ④ 指導医の数（研修施設群全体で）

--

対象領域名2

- ① 専門研修の目標

--

- ② 専門研修の期間とローテーション内容

--

- ③ 専攻医の数（1年次当たり）

--

- ④ 指導医の数（研修施設群全体で）

--

1. 事業実績

(1) 指導医の派遣・出張指導の調整(要請)を行った担当部署

(2) 都道府県による指導医の派遣・出張指導の調整(要請)状況

①派遣先医療機関	②住所	③要請期間	④二次医療圏 ※医師不足地域に限る
⑤当該派遣等が地域医療に与える改善点		⑥要請先医療機関	⑦要請(依頼)時期

(3) 指導医等派遣実績

①派遣先医療機関 (診療科)	②派遣元医療機関	③派遣対象者 (出張指導者)	④期間	⑤区分 (派遣/出張指導)

※一つの施設が複数の派遣等を実施した場合は、実績ごとに本報告書を作成してください。

※(2)④の「二次医療圏」欄については、「二次医療圏別人口10万人当たり医師数一覧表」のうち、医師不足とされる医療圏、
離島その他のへき地地域に限るものとする。

別紙4 (3)

へき地・離島等における総合診療研修 事業実績報告書

1. 事業実績

診療所等名称	研修医氏名	期間	研修実日数	備考
合計				

(注) 一つの基幹施設が複数の総合診療プログラムの研修等を実施した場合は、プログラムごとに本実績書を作成してください。

(注) 実日数の内訳を備考欄に記入すること。(例：平日△日、土日×日)

(別紙5)

補助金精算書

(補助事業者名)

事業区分	総事業費 (A) 円	寄附金その他の収入額 (B) 円	差引 (C) 円	対象経費の支出予定額 (D) 円	基準額 (E) 円	選定額 (F) 円	県補助額 (G) 円	交付決定額 (H) 円	補助金額 (I) 円
専門研修プログラム策定			0			0	0		
医師不足地域の研修医療機関に対する指導医の派遣等			0			0	0		
へき地・離島等における総合診療研修			0			0	0		
合計							0		0

(作成要領)

- (A) 欄には総事業費を記入すること。
- (B) 欄には該当の事業に関し、当該補助金以外に収入がある場合(寄附金等)は、その金額を記入すること。
- (C) 欄には(A)欄の額から(B)欄の金額を差し引いた金額を記入すること、
- (D) 欄には別紙3「対象経費支出額明細書」の対象経費の合計額を記入すること。
- (E) 欄には令和5年度滋賀県専門研修指導医派遣等支援事業補助金貸与要綱第4条の表の第1欄をもとに記入すること。
- (F) 欄には(C)欄、(D)欄または(E)欄のうち少ない額を記入すること。
- (G) 欄には(F)欄の額に補助率1/2を乗じた額を記入すること。ただし、千円未満の額は切り捨てること。
- (H) 欄には、交付決定通知書より記入すること
- (I) 欄の合計には、(G)欄の合計と(H)欄の合計を比較して少ないほうの金額を記入すること。

対象経費支出額明細書

補助事業者名：
診療科名：

ープログラム策定ごと、派遣実績ごと、総合診療研修ごとに作成すること。

(1) 支出

区分	支出済額	基準額	選定額	算出内訳
(専門研修プログラム策定等経費) 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 社会保険料 委託費(上記に掲げる経費に該当するもの。)	円	円	円	
小計	0	1,814,000	0	
(指導医派遣・出張指導等経費) 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 社会保険料				
小計	0	3,200,000	0	
(八き地・離島等における総合診療研修) 旅費				
小計	0		0	
合計	0		0	

(2) 収入

区分	収入額	算出内訳
寄付金その他の収入	円	
合計	0	

※一つの施設が複数の研修プログラムを対象とする場合は、研修プログラムごとに本明細書を作成してください。

(参考様式)

年度 歳入歳出決算（見込）抄本

歳入		歳出	
補助金	円	〇〇事業費	円
診療収入	円		
歳入計		歳出計	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

補助事業者名

代表者職名・氏名

発行責任者職名・氏名

担当者職名・氏名

連絡先 ()

注) 「補助金精算書の総事業費」、「歳入計」、「歳出計」の3つは同額となる。